

メントー政策・計画の環境アセスの現状と課題ー』ぎょうせい、1998年を参照されたい。  
(3)環境アセスメント研究会『わかりやすい戦略的環境アセスメント』中央法規、2000年、2頁。

(4)Webb, J.W and Sigal, LL(1992), Strategic Environmental Assessment in the United States, Project Appraisal, Vol. VII, No. 3.

(5)アセス適用にあたっては、カテゴリー分類され、A、B、C、FIの4つ。カテゴリA:重大で望ましくない影響のあるプロジェクトで必ずアセスメント報告書を要求するもの、カテゴリB:影響がカテゴリAほど大きくないプロジェクトでアセスメント報告書は必須ではない、カテゴリC:影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクトで環境レビューは省略される(①支援額が10百万SDR相当円以下、②人材開発、国際収支支援、権益取得等、③機器等単体輸出、関与が小さいもの)、カテゴリFI:予めプロジェクトが特定されないもので、金融仲介者等を通じて実質的にガイドラインで示めされた適切な環境社会配慮を確保するもの。このうち、カテゴリAの例示として、特定セクターで大規模なもの、大規模非自発的住民移転、大規模地下水揚水、大規模な森林伐採等の特性をもつもの、保護対象地域、原生林、少数民族居住地等に立地するものがあげられる。

なお、国の戦略については、社)海外環境協力センター、国際環境協力戦略検討会、国際環境戦略検討会報告書-21世紀におけるより戦略的・効果的・包括的な国際環境協力のために-、2004年10月。環境省中央環境審議会地球環境部会、国際環境協力専門委員会報告書(案)「今後の国際環境協力の在り方について」2005がある。なお、柳憲一郎『環境アセスメント法』清文社、200年、153-183頁、作本直行「わが国の環境ODAと社会環境評価(SIA)」、最近の動向としては、作本直行「わが国の環境ODAと社会環境評価(SIA)」環境情報科学33巻2号、2004年、2-10頁、中寺良栄「プロジェクトの環境社会配慮の充実にむけた世界銀行とアジア開発銀行の取り組み」同号、16-22頁、松村隆「世界銀行における戦略的環境アセスメントの取り組み」同号、41-47頁を参照されたい。

(6)環境省、海外における戦略的環境アセスメントの技術手法と事例、2001年、49-78頁

(7)William Sheate: Environmental Impact Assessment: Law & Policy Making An Impact II, Cameron May, 1996, PP.169-176. なお、本稿は、Sheateの論考から多くの示唆を受けていることをお断りしておきたい。特に、Sheate(1991), public Participation:Key to Effective Environmental Assessment, Environmental Policy and Law, Vol.21. Sheate(1992), Strategic Environmental Assessment in the Transport Sector, Project Appraisal, Vol.7 No.3. Sheate (1994): Making an Impact A Guide to EIA Law & Policy, Cameron Mayなどが参考になる。

(8)Environmental Resources Management(2000), Workshop Report: Public Participation and Consultation in EIA and SEA.

(9) O'Riordan and Sewell(1981), Project Appraisal and Policy Review. London, Wiley.

(10)2002年10月15日(火)から1ヶ月間、地下鉄7号線延伸計画(浦和美園~岩槻)に係る戦略的環境影響評価計画書の公告・縦覧をすでに実施した。

(11)埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱(平成14年3月27日知事決済)第10条(計画書に対する意見書の提出等)。「埼玉県戦略的環境アセスメント基本構想に基づく予測・評価手法についての基本的な考え方」を参考。

(12)2002年7月3日に東京都が環境影響評価条例を改正し、計画段階アセスメント制度を導入した。これは計画段階と実施段階とを一体一連とする制度である。ただし、都民と事業者に限る(都民の意見を聞く会、事業者の意見を聞く会)。他方、埼玉県SEAでは「環境の保全と創造の見地からの意見を有する者」としている。

(13)東京都の制度は実施事例がまだ2例しかないので、課題を指摘するには時期尚早の感があるが、①計画アセスと事業アセスとの役割分担の明確化の要否、②評価軸との対応の取

り方、③計画アセスにかかわる技術指針の改善といった制度全般にかかわるものを検討する必要があるように思われる。また、さらに計画アセスメントを発展させるためには、環境に配慮した「都市づくり」に資するアセスメントの確立のために、「構想→事業着手→事後審査」という一連の事業実施の適切な時点毎で「環境保全」の実現策として、計画アセスを明確に位置づけること、また、民間事業への適用の促進策として、①計画アセスの社会的意義を普及広報すること、②民間事業者が取り組みやすい「環境配慮書の作成での事業者負担を軽減」や「複数案策定での社会的拘束性の軽減」を確保すること、③民間適用に対して庁内理解協力を促進すること、住民の合意形成の手法を確立することなどが重要なポイントになっている。

(14)環境省では、これまで、学識者等からなる戦略的環境アセスメント総合研究会を開催し、国内外の戦略的環境アセスメントの制度や事例等を調査し、それらを踏まえて、わが国での戦略的環境アセスメントの導入に当たっての基本的な考え方や今後の方向についての提言などを内容とする報告書を取りまとめている（平成12年8月）。また、戦略的環境アセスメントの具体的な取組を促進するため、個別分野として廃棄物分野における戦略的環境アセスメントのあり方や廃棄物処理に係る計画類型ごとの導入可能性に関する検討を行い、平成13年9月に「廃棄物分野における戦略的環境アセスメントの考え方」を取りまとめ、さらに平成14年度からは、廃棄物処理計画の策定を想定して具体的な進め方や考え方の検討を進め、市町村の一般廃棄物処理計画を対象にケーススタディを実施し、その結果を取りまとめている。なお、2005年6月現在、諸外国でSEAを導入している国は、EU（一部導入を含む12ヶ国）の他、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、アメリカ、ロシア、南アフリカ、チリ、韓国、中国、香港、インドネシア、タイなどがある。

(15)柳憲一郎『環境アセスメント法』清文社、200年、153-183頁

(16)同書185-247頁、なお、最近の動向として、作本直行「わが国の環境ODAと社会環境評価(SIA)」環境情報科学33巻2号、2004年、2-10頁、中寺良栄「プロジェクトの環境社会配慮の充実にむけた世界銀行とアジア開発銀行の取り組み」同号、16-22頁、松村隆「世界銀行における戦略的環境アセスメントの取り組み」同号、41-47頁

(17)国際協力銀行「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」平成14年4月

(18)(独)国際協力機構「JICA環境社会配慮ガイドライン」2004年4月

(19)カテゴリーは、A、B、C、F1の4つに分類される。カテゴリA：重大で望ましくない影響のあるプロジェクトで必ずアセスメント報告書を要求するもの、カテゴリB：影響がカテゴリAほど大きくないプロジェクトでアセスメント報告書は必須ではない、カテゴリC：影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクトで環境レビューは省略される（①支援額が10百万SDR相当円以下、②人材開発、国際収支支援、権益取得等、③機器等単体輸出、関与が小さいもの）、カテゴリFI：予めプロジェクトが特定されないもので、金融仲介者等を通じて実質的にガイドラインで示めされた適切な環境社会配慮を確保するもの。このうち、カテゴリAの例示として、特定セクターで大規模なもの、大規模非自発的住民移転、大規模地下水揚水、大規模な森林伐採等の特性をもつもの、保護対象地域、原生林、少数民族居住地等に立地するものがあげられる。

(20)異議申し立て制度は、世銀の1993年のインスペクションパネルの設立に始まるが、世銀では2004年3月まで26件の異議申し立てがある。ADBは、2003年12月からアカウンタビリティ・メカニズムを導入している。この点については、注(5)の中寺論文21頁参照。JICAは、異議申し立て審査役をおいている。

(21)この点を指摘するものとして、松本郁子「国際協力銀行(JBIC)の新環境ガイドラインと戦略的環境アセスメント」環境情報科学33巻2号、2004年、23-28頁

表1 諸外国におけるSEA

国・機関	根拠規定	適用範囲	制度的類型
オランダ	1987年環境影響評価法 1995年閣議決定	・特定の計画・プログラム ・法律及び規則の環境テスト	2層システム (EIA型) (Appraisal 型)
ニュージーランド	1991年資源管理法	政策文書、地域計画及び地区計画、資源同意に関する包括的システム	統合的アプローチ
英国	より良き実践に関する裁量的ガイダンス:1991年政策環境評価,1992年政策・計画ガイダンスノート12	政策(国レベル)及び開発計画(地域レベル):よりよき実践についての環境評価	Appraisal型
米国	1969年国家環境政策法(NEPA)	原則的に主要なすべての提案;実行計画及び立法	EIA型
世界銀行	運用指針OD4.00,1989;OD4.01,1991;OD4.02,1992;OP/BP/GP4.01)	開発計画に関する分野及び地域環境評価	EIA型
欧州連合	1996年指令案 1999年修正案 2001年採択	土地利用決定に影響を及ぼす計画及びプログラム	EIA型

表2 SEAのタイプ

## 諸外国におけるSEAの導入状況

★政策を対象とする事業アセスメントは別の制度を設けるもの

国	制度	対象	概要
カナダ	閣議命令 (1990,99)	各大臣又は閣議の承認を得る政策、計画、プログラム	評価結果...文書化、報告を要する その他詳細手続きは定められていない
オランダ	環境テスト (閣議命令) (1995)	法律案	いくつかの質問項目の回答を法案の説明文書として法案に添付すること 合同サポートセンターによる支援及び審査を受けること等
デンマーク	法案その他の政府提案への意見に関する行政命令 (1993,95)	法案その他の政府から議会への提案(政策、計画、プログラム)	柔軟性の高い物となるよう、環境アセスメントの結果を記載した文書を作成すること以外、詳細な手続は定められていない

## 諸外国におけるSEAの導入状況

★事業の実施段階での環境アセスメントと同一の法制度によるもの

国	制度	対象	概要
アメリカ	国家環境政策法 (1969)	あらゆる連邦政府の決定(政策、計画、プログラム)※実際には、プログラムへの適用が見られる程度	事業実施段階の環境アセスメントと同一(代替案の比較評価、スコopingや評価書案に対する公衆の意見聴取、環境行政機関の関与など)
EU	SEA指令案 (1996提案)	一定の計画、プログラム	事業実施段階の環境アセスメントとほぼ同様(代替案の比較評価、評価書案に対する公衆の意見聴取、環境行政機関の関与など)
オランダ	環境管理法 (1987)	各分野の計画、プログラム、地域開発計画等	事業実施段階の環境アセスメントと同一(代替案の比較評価、スコopingや評価書案に対する公衆の意見聴取、環境行政機関の関与など)
フランス	自然保護法 (1976,93)	一定の計画、プログラム	公衆の意見聴取、環境行政機関の関与など)

# 諸外国におけるSEAの導入状況

★その他(政策評価の際の環境面からの評価の指針を定めたもの)

国	制度	対象	概要
イギリス	政策評価と環境 (環境省発行の手引き)  (1991,98)	政策、計画、 プログラム	手続に関する規定はほとんどない。評価手法に関し代替案の比較評価を行うこと、費用便益分析に環境影響を含めること等が定められている。

図1 EU指令のSEA手続のフロー

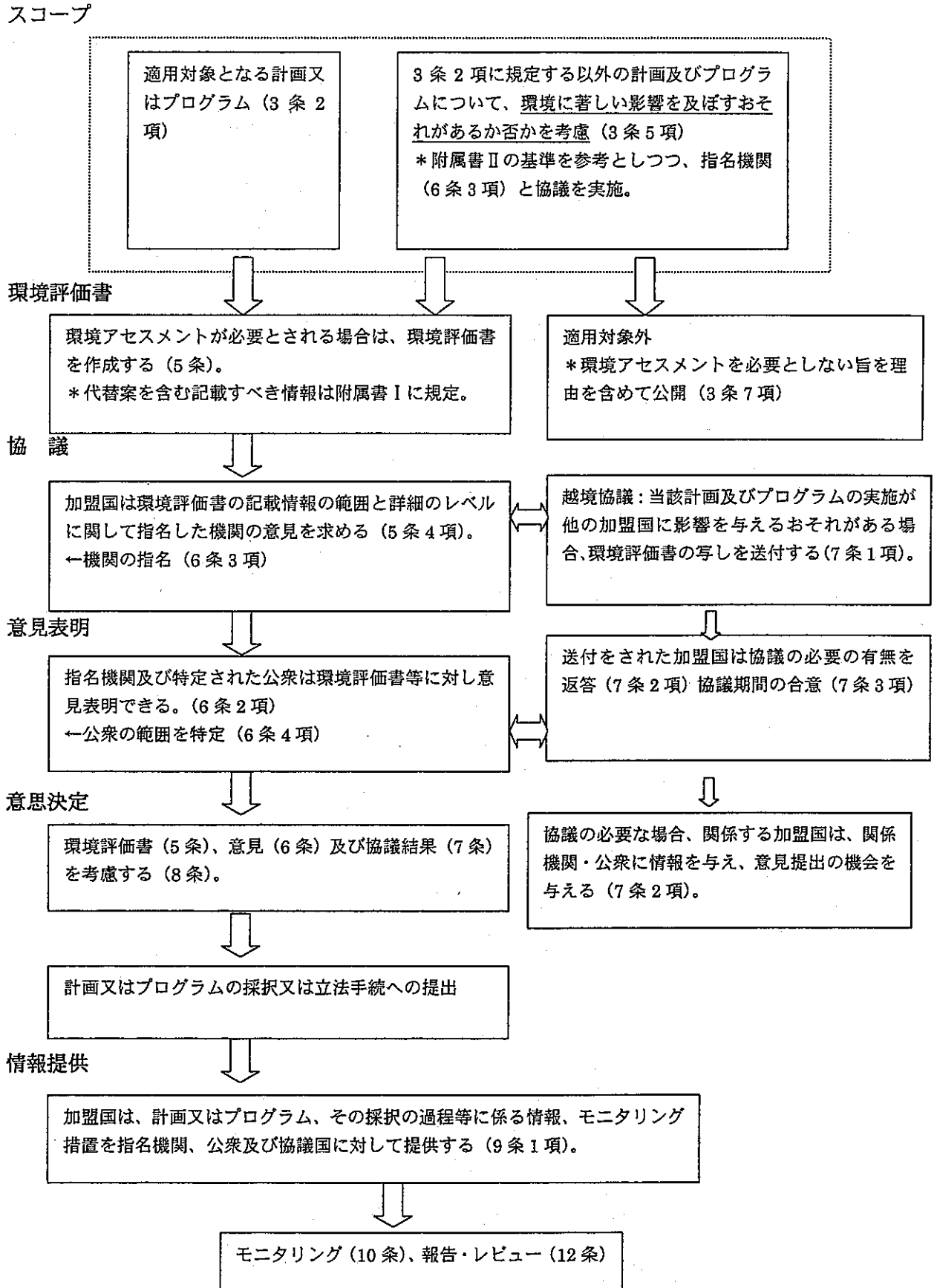


表4 主な戦略的環境アセスメントの比較一覧表  
 ー環境省、東京都、埼玉県を中心としてー

	戦略的環境アセスメント総合研究会 <sup>1</sup>	東京都	埼玉県 <sup>2</sup>
名 称	—	東京都環境影響評価条例（平成14年7月3日改正・公布）	埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱（平成14年3月27日知事決済）
施 行 日	—	平成15年1月1日	平成14年4月1日
分 類	現状では計画・プログラムを対象とするガイドラインレベル。	計画アセスメント（事業アセスと一体一連の制度）	計画アセスメント（事業アセスとは別の多段階型アセス）
制度の適用時期	環境影響評価法のスコーピング手続を活用	事業計画段階	事業計画段階
制度の趣旨	複数案につき環境面からの評価結果と社会面、経済面に関する評価結果を併せた統合的評価	複数案を環境面から比較評価	複数案を環境面及び関連する社会経済的影響の推計と連携しつつ比較
対象計画	現状では計画・プログラムを対象。 （今後、環境に著しい影響を与えるおそれがあると考えられる「政策」に対する環境アセスメントの検討も必要。）	個別計画（原則として現行条例規模の2倍以上）（25種類） 広域複合開発計画（30ha以上）	県が策定する個別計画（下記の複合事業を含む要領で定める20種類） *複合事業（50ha以上、但し森林等に係る事業の場合変動あり）
制度の適用主体	計画策定者（国の場合、環境基本法19条（国の施策の策定等に当たっての配慮）の実体化。）	東京都のみ（都と民間事業の連携は適用除外）	計画等策定者
	戦略的環境アセスメント総合研究会	東京都	埼玉県
手 続	評価手続について ○SEAは計画策定	環境配慮書の提出（事）	戦略的環境影響評価計画書の提出（事）

<sup>1</sup> 「わかりやすい戦略的環境アセスメント」戦略的環境アセスメント総合研究会報告書、中央法規出版（2000）を参考。

<sup>2</sup> 埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱（平成14年3月27日知事決済）を参考。

<p>者が自ら行う。 ○公衆や専門家の関与が必要。 ○環境の保全に責任を有する機関(部局)が関与できることが必要。 スコーピングについて ○複数案について比較評価を行う。 ○検討される複数案は、とりうる選択の幅をカバーする必要がある。同時に「戦略的な」レベルで意味のある選択肢を検討する。 ○環境保全面からの評価にあたっては、環境基本計画等で望ましい環境象や環境保全対策の基本方向が示されていることが望ましい。 ○より広域的な視点から、環境の改善効果も含めて、複数の事業の累積的な影響を評価することが期待される。 ○SEAでは、スコーピングは、単なる手法や項目の検討から「検討範囲の設定」および「問題の絞込み」という性格等が強まるため、事業の実施段階での環境アセスメント以上に重要である。</p>	関係地域の決定(知事)	—	
	公示・縦覧(知事)(30日)	公告・縦覧(知事)(1ヶ月)	
	説明会の開催(事)	—	
	都民・関係区市町村長の意見書の提出	意見を有する者の意見書の提出(限定なし)	
	「都民の意見を聴く会」の開催(知事)	—	
	「事業者の意見を聴く会」の開催(知事)	—	
	審議会答申	技術委員会に意見を求める(知事)	
	知事の審査意見	知事の意見	
	知事審査意見の尊重(事)	知事の意見の勘案(事)	
	実施主体の計画案選定の報告	計画等策定者の戦略的環境影響評価報告書の作成・送付	
	都民への計画の公表(知事)	県民への報告書の縦覧(1ヶ月)と周知(知事)	
	—	意見を有する者の意見書の提出(縦覧期間内)(限定なし)	
	—	公聴会の開催(意見を有する者、関係区市町村長、技術委員会)	
—	知事の意見(3ヶ月以内)		
—	計画等の策定への反映		
戦略的環境アセスメント総合研究会	東京都	埼玉県	
事業アセス	事業の実施段階での環境アセスメント等	調査計画書の省略	—



との調整	との重複の回避 ○SEAを行った後に事業の実施段階での環境アセスメントを行う際には、評価の重複を避けるため、SEAの結果を適切に活用することが重要である。	評価書案に係る手続省略	—
		着手制限期限の変更 (評価書の縦覧期間満了から公示日に早める)	—
		都市計画手続関連規定の改正 (アセス手続先行を可能にする)	—
対象事業規模の変更  *東京都に関して、 ( )内は改正前	—	高層建築物 100m 超・ 10 万m <sup>3</sup> 超 <sup>3</sup> (100m 以上・ 10 万m <sup>3</sup> 以上)	—
	—	住宅団地 1500 戸以上 (1000 戸以上)	—
	—	自動車駐車場の設置 /変更は居住者の利用台数を除く。	—
予測・評価項目 <sup>4</sup>  *東京都に関して、 ( )内は改正前	評価文書のわかりやすさ ○評価文書には、科学的な環境情報の交流のベースとしての機能のほか、意思決定の際に勘案すべき情報を提供する機能がある。このため、評価文書は、わかりやすく記載することが必要。	大気汚染	<環境要素> 大気環境：【大気質、騒音、振動、悪臭等】
		悪臭	
		騒音・振動 (騒音・振動・低周波音)	
		水質汚濁	水環境：【水質 (地下水含む)、水循環 (又は水象) 等】
		水循環 (水文環境)	
		土壌汚染	土壌・地盤環境：【土壌、地盤沈下、地象】
		地盤 (地盤沈下)	
		地形・地質	
		生物・生態系 (植物・動物)	自然環境：【動物、植物、動植物の生息・生育基盤、生態系等】
		日影 (日照阻害)	
電波障害			
風環境 (風害)	生活環境：【日照阻害、電波障害、風害】		
景観			
史跡・文化財	人と自然とのふれあい： 【景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財】		
自然とのふれ合い活動の場 (ふれ合い活動の場)			
	戦略的環境アセスメント総合研究会	東京都	埼玉県

<sup>3</sup> ただし、条例9条4項に定める (特定の地域) においては 180m 超・15 万m<sup>3</sup>超。

<sup>4</sup> 東京都については、東京都環境影響評価条例 (平成 14 年 7 月 3 日改正・公布) を参考。埼玉県については、埼玉県戦略的環境影響評価技術指針 (案) を参考。

予測・評価項目 <sup>5</sup>	<p>○わが国では、現状では本格的なSEAの実施事例はまだ少ないため、当面はまずできることから取り組み、具体的事例を積み重ねることが必要。</p> <p>○地域の環境保全に責任をもつとともに、各種の計画等の策定主体となることが多い地方公共団体が先導的にSEAに取り組むことが期待される。</p> <p>評価のためのガイドラインの整備 ○具体的事例を積み重ねていくために、各主体の参考となるガイドラインを提示し、SEAの実施を促すことが求められる。</p>	廃棄物	物質循環：【天然資源の消費、廃棄物等の排出量等】
		温室効果ガス	地球環境：【温室効果ガス等】
		—	化学物質：【ダイオキシン類等（大気、水、土壌等の環境要素ごとの選定のほか、化学物質の排出・移動量を大気、水、土壌の環境媒体横断的に予測・評価する。）】
		○計画案の策定に当たっては、環境影響評価項目以外の各種省資源対策、地域社会の安全性などについても十分な検討を行うものとする（東京都環境影響評価条例技術指針改定案より）。	<p>&lt;社会経済要素&gt; 事業に係る費用（事業に係る費用、期間等）： 【概算事業費、事業期間、維持管理の難易、事業採算性など】</p> <p>事業の効果（事業実施による経済的な影響）： 【事業整備効果、経済波及効果、雇用創出効果など】</p> <p>社会的な影響（事業実施による社会的な影響）： 【地域分断、住民の移転、地域社会への影響、地域交通など】</p>

<sup>5</sup> 埼玉県戦略的環境アセスメントの予測・評価手法についての基本的な考え方を以下に示す。

- ①計画等の複数案について環境面からの比較考量等を原則として、環境アセスメントを実施。
- ②また、その際には、関連する社会経済面の影響の推計と連携させる。
- ③累積的影響・複合的影響を検討しうることが埼玉県戦略的環境アセスメントに期待される機能の一つであるため、そのような観点からの予測・評価を可能とする手法を採り入れる。
- ④埼玉県戦略的環境アセスメントにおける環境の範囲は、埼玉県環境基本条例の理念に基づき、また、埼玉県環境基本計画において取り扱っている範囲なども踏まえるなかで、現行の環境影響評価制度における調査、予測及び評価の項目より幅広い領域（安全、防災を含む）を扱う。
- ⑤個別の案件ごとに適切な予測・評価の項目及び手法を設定する。その際には、計画等の種類や内容、対象地域に応じた、効果的・効率的な手法が採用される必要がある。
- ⑥予測・評価の手法をより適切なものへと発展させることを目指し、予測・評価手法の具体例や手法の選定の考え方をまとめたガイドラインを整備し、定期的に更新する。また、埼玉県戦略的環境アセスメントの実施に役立つ環境等の情報の整備を行う。

（「埼玉県戦略的環境アセスメント基本構想に基づく予測・評価手法についての基本的な考え方」より）